

県市協調新ホール整備に関する基本協定の概要について

1 基本協定の目的

新ホールの整備について、県及び市の役割分担等基本的な事項を定める。

2 整備の合意

県及び市は、新ホールを協調して整備することに合意し、事業推進に当たっては互いに協力し、信義を重んじ、協定に基づき誠実に履行しなければならない。

3 議決事項

県及び市は、協定に定める事項のうち、各議会の議決が必要な事項については、適切に準備を行い、議決を得た上で事業を推進する。

4 役割に係る基本の方針

- ① 県は、外構や駐車場等を含む新ホールの設計及び整備並びに必要な調査、工事監理、備品購入等を担う。
- ② 市は、新ホール建設用地に係る市有地の県への譲与並びに市道及び線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）、下水道等の周辺インフラの整備等を担う。
- ③ 既存建築物の撤去については、その所有者が実施する。
- ④ 県及び市は、新ホールをはじめ周辺公共施設へのアクセス向上を図る J R 牟岐線への新駅設置について、J R 四国と連携しその実現に努める。

5 土地譲与等

- ① 市は、新ホール建設用地として、文化センター跡地の市有地部分及び隣接する市道（市立文化センター線）敷地について、必要な手続により用途廃止を行った上で、令和4年3月31日までに県に譲与する。
- ② ①の市道の用途廃止に関連し、新ホールの整備にあたって、建設用地内を東西に通行し、市道（中洲・徳島線）に接続する自由通路（新ホールの建物内通路を含む。）を確保する。

6 費用負担

- ① 県は、協定に定める県の役割に係る費用を負担する。
- ② 市は、協定に定める市の役割に係る費用（市有地の譲与による実質負担を含む。）を負担する。
- ③ J R 牟岐線への新駅設置等の費用負担については、J R 四国との協議を踏まえ、別途県と市で決定する。

7 協定締結日

令和3年3月26日